

令和４年１月１４日

勧告に対する措置について

このことについて、府中町長から、別紙の措置を講じた旨通知があったので、地方自治法第２４２条第９項の規定により公表します。

府中町監査委員 土 井 精 二

同 力 山 彰

府財発第 236 号
令和4年 1月13日

府中町監査委員
土井 精二 様
力山 彰 様

府中町長 佐 藤 信 治

府中町職員措置請求の勧告に対する措置について（通知）

令和3年7月21日付け府監委発第20号で勧告のあったこのことについて、次のとおり必要な措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

1 勧告の内容

えの宮公園及び埃宮遊園地（以下「えの宮公園等」という。）について、宗教施設である狛犬及び燈籠寄付者名簿碑を有償で借用しないこと。

2 講じた措置の状況

狛犬及び燈籠寄付者名簿碑の地積（13平方メートル）を現土地賃貸借契約の借上げ対象地積から除外することとし、令和3年12月15日付けで変更契約を締結した。

なお、適用は令和4年4月1日からとしている。